

令和6年8月17日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中 尾 正 俊
(公印省略)

若年性認知症の方を中心とした
介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり日本医師会より通知がありました。

認知症対応型通所介護等の介護サービス事業所が、若年性認知症の利用者の方に対し社会参加型のメニューを実施する場合の取り扱いについては、厚生労働省より、平成23年の事務連絡「若年性認知症施策の推進について」で、留意点が示されており、また、介護サービス事業所が社会参加活動等を実施する場合の留意点等については、平成30年の事務連絡「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」において、示されているところです。

平成30年事務連絡では、事業所の外において社会参加活動等に取り組む場合は、利用者の心身の状況によっては、必要に応じてかかりつけ医等と連携することの必要性等について記載されておりますが、これらの社会活動等については、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の基本理念に照らしても重要な取り組みであることから、今般、関係介護サービス事業者等へ改めて周知する旨の事務連絡が厚生労働省より発出されたとのことです。

なお、平成30年事務連絡では、当該事務連絡の対象範囲として、「現在、取り組みが進んでいる認知症対応型通所介護を含む通所系サービス、小規模多機能型居宅介護等」とされておりますが、これらはあくまで例示であり、居住系・施設系サービスにおける実施を妨げるものではないとのことです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol.1302

若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について（再周知）

（令6.8.8 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課 事務連絡）

別添1：若年性認知症施策の推進について

（平23.4.15 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡）

別添2：若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について

（平30.7.27 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 吉田
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737